

南川ダム「湖面利用に関するルール」について

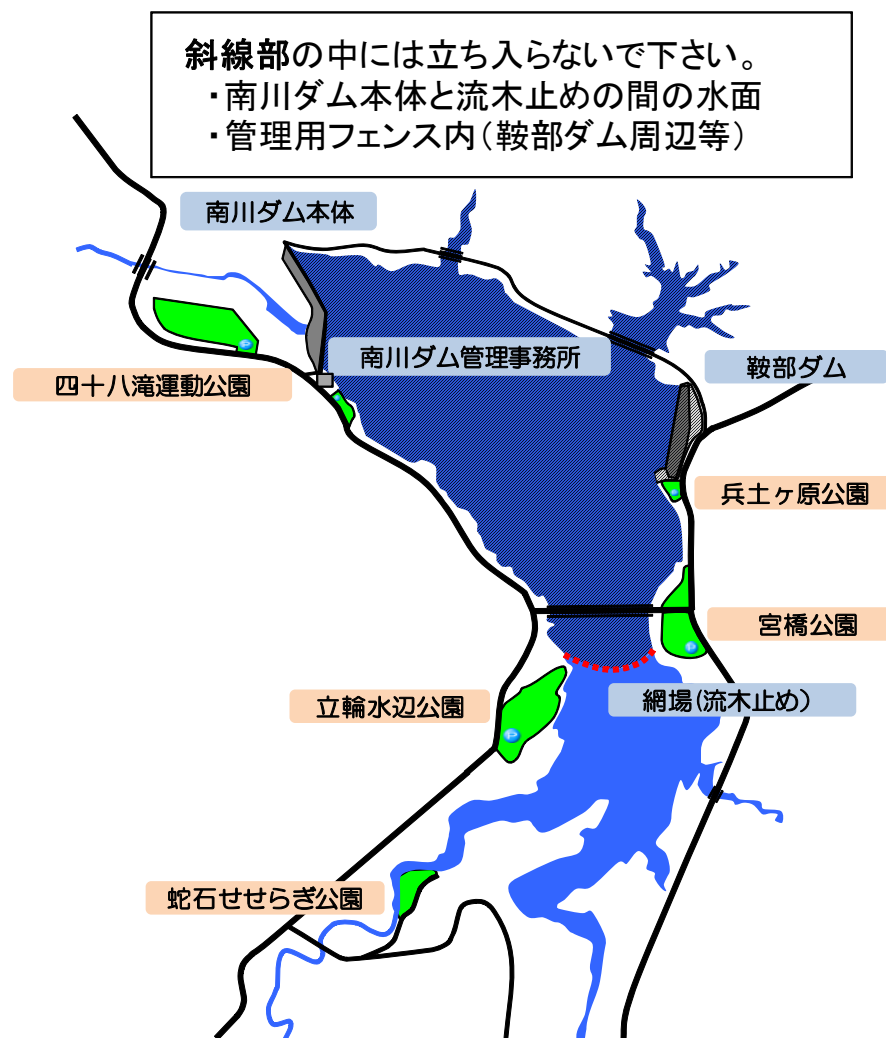
南川ダムの湖面利用をする際には、下記10項目のルールを守ってご利用頂きますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 ダム湖面の利用は原則として自己責任による自由使用としています。

自由使用とは：何人も、他人の使用を妨げない限度において、いつでも自由に使用することができる。（例：散策、遊泳、水遊び、魚釣りなど）また、自由使用は、使用者に何らの権利が生ずるものではない。

- 2 湖面利用される際にはライフジャケットの着用をお願いします。
ダム湖には水深が深い場所や急に水深が変化する場所がありますので、安全の為にライフジャケットの着用をお願いします。
- 3 動力船の使用はご遠慮願います。
動力船等による水質事故が発生した場合、環境や利水に重大な問題が発生しますので動力船の使用はご遠慮願います。なお、事故処理に伴う損害賠償や事故処理費用等は原因者（事故を起こした方）負担となりますのでご注意ください。
- 4 ダム管理施設には近づかないでください。
網場（流木止め施設）とダム堤体間の水面には入らないようにお願いします。また、網場に船舶等を係留したり投錨しないで下さい。
- 5 車両は所定の場所に駐車して下さい。船舶は係留、錨泊しないで下さい。
- 6 ダム管理事務所職員及び河川監理員の指示に従って下さい。
- 7 外来生物（ブラックバス、アレチウリ等）は法律（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）により取扱が規制されていますので注意して下さい。また、宮城県内水面漁場管理委員会指示第1号によりブラックバス等を採捕した者は、これらを採捕した水域に放してはならないとなっております。
- 8 悪天候（降雨、濃霧、波浪など）時は、危険ですのでダム湖面を利用しないようお願いします。
- 9 ダム湖、ダム湖周辺にゴミ等を捨てないで下さい。
- 10 ダムに異常（魚の大量死や油類の流出等）があった場合、速やかにダム管理事務所までご連絡下さい。



お問い合わせ先 宮城県仙台地方ダム総合事務所
電話 022(372)2927
南川ダム管理事務所
電話 022(346)2444